

「新しい公共支援事業」について

1. 支援事業の趣旨

支援事業は、行政が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開く取組みを試行することを通して、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図るものである。

支援事業の実施により、NPO等にとっては、寄付や融資を受けやすい環境が構造的に整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的または技術的な活動基盤の整備が進むことにより、NPO等の活動が自立・定着していくことを目指すものである。

また、モデル事業により、サービスやコストなどの改善効果や、他事業への波及効果が高い新しい取組みを評価・普及することで、「新しい公共」が目指す社会に向けて、さらなる進展につなげるものとする。

2. 定義

①新しい公共「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民・NPO・企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいう。

②NPO等

NPO法人、公益法人（特例民法法人、一般社団・財団法人含む）、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織等。

・非営利組織であれば、自治会、婦人会、老人会、スポーツ愛好会、消費生活協同組合等も含む。

3. 事業期間

平成23年度と24年度の2年間

4. 事業予算

361百万円

・平成22年度中「大阪府新しい公共支援基金」として積み立て、平成23年度・24年度の2年間で取り崩し

・このうち、下記「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」には、全体の1/2を上限として充当することを予定

5. 事業内容

事業概要	支援内容（イメージ）
① NPO等の活動基盤整備のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣による個別指導、講習会の開催（財務諸表の作成等） ・ データベース整備・ボランティアネットワークの構築 ・ 地元企業等への説明会（NPO等と企業等との連携強化） ・ マスコミ広報・会員募集イベント
② 寄附募集支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附税制の説明会開催 ・ 先進事例の収集とNPO等に対する情報提供 ・ 地元企業等への協力要請の説明会 ・ 多様な寄附手段の普及、寄附募集イベントの開催 等
③ 融資利用の円滑化のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家派遣による個別指導、講習会の開催（融資申請方式についての理解促進、個々の事業案件のブラッシュアップ）等
④ つなぎ融資への利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概算払いへの移行促進 ・ 行政から委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成
⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業	<p>（1）一般枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な担い手により、地域の課題解決を図るプロセスを試行するもの <p>（2）NPO等支援重点化枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の要件に加えて、NPO等に対する支援を主な目的に含むもの
⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・領域横断的な対応により、既存の制度や規制の制約を乗り越えるもの
⑦ 共通事務に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会、情報整理、評価、監査等

6. 今後の予定（イメージ）

- ・ 平成 23 年 3 月末：「運営委員会」委員の検討・調整終了
- ・ 平成 23 年 4 月中旬：第 1 回「運営委員会」開催
 - ・ 基本方針、基本計画の了承、決定
 - 基本方針、基本計画に基づき、事業提案の公募開始（公募期間 30 日）
- ・ 平成 23 年 5 月中旬：事業提案公募締切り
- ・ 平成 23 年 6 月中旬：第一次審査終了
- ・ 平成 23 年 6 月下旬：第二次審査（プレゼン）の開催
- ・ 平成 23 年 7 月初旬：審査部会における選定事業候補者決定
- ・ 平成 23 年 7 月中旬：第 2 回運営委員会開催
 - ・ 選定事業の最終決定
- ・ 平成 23 年 8 月初旬：補正予算作業に着手